

平成28年1月から マイナンバー制度が始まります!

(社会保障・税番号制度)

平成27年9月1日発行

市民課

☎229-3144 FAX 221-1173

平成27年10月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、来年1月からマイナンバー制度が導入されます。



マイナンバー制度って、 どんな制度なの?

社会保障、税、災害対策分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤で、住民票を有する全ての人々が12桁のマイナンバー(個人番号)を持つこととなります。



≫便利になります!

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請をする時に、窓口で必要な書類が簡素化されます。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受け取ったりすることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

≫マイナンバーが必要な場面は?

来年1月から次のような行政手続きでマイナンバーが必要になります。

社会保障関係の手続き

年金、医療、介護保険、生活保護、児童手当など

税関係の手続き

税務署等へ提出する書類など

会社等への提出

勤めている会社やアルバイト先等への提示など



マイナンバーは どうやって知るの?

10月5日(月)から、住民票を有する全ての人にマイナンバーをお知らせする「通知カード」を順次郵送します。

≫通知カードとは

皆さんにマイナンバーを通知する、紙製のカードです。

通知カードにはマイナンバーの他、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。今後、行政機関などの窓口でマイナンバーの提供・記載を求められた際に必要ですので、大切に保管してください。

≫世帯別に簡易書留で届きます

同じ世帯に住民登録している人全員の通知カードを一つの封筒に入れ、簡易書留で送付します。簡易書留は、受取時の署名などが必要で転送不要となりますので、留守等で受け取れなかった場合は、不在通知をご確認の上、郵便局の再配達や夜間受け取りの制度をご利用いただき、確実に受け取ってください。

≫郵送されるもの

- 通知カード(マイナンバーが記載されたもの)
- 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- 返信用封筒
- ご案内

住所異動の手続きはお済みですか?

通知カードは住民票の住所にお届けします。そのため、引っ越しなどで住所異動の手続きが済んでいない場合、このカードを受け取れないことがあります。ご不明な点がございましたら、市民課(☎229-3144)へお問い合わせください。

DV等被害者、長期入院、施設入所などやむを得ない理由で住所地以外への通知カードの送付を希望する場合は、送付先の変更ができます。9月25日(金)までに通知カード・個人番号カード問い合わせ窓口(裏面参照)へお問い合わせください。